四　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第三条第一項又は第二項

［略］

六　［略］

七　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項又は第二項

（長期組合員となつた者の資格取得届等）

第八十七条の二　長期組合員となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所、就職年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号を記載した長期組合員資格取得届を連合会に提出しなければならない。この場合において、長期組合員となつた者に被扶養配偶者（当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。第三項において同じ。）があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。

［2～9　略］

（出産費及び家族出産費）

第百六条　［略］

［2～6　略］

7　［略］

一　［略］

二　出産した者の氏名及び出産年月日

［三・四　略］

8　［略］

（産前産後休業期間中の掛金の免除の申出）

第百二十条の四　［略］

［一～三　略］

四　申出に係る組合員が産前産後休業に係る子を既に出産した場合にあつては、出産年月日

［五・六　略］

［2～4　略］

五　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第三条第一項及び第二項

六　［同上］

七　［同上］

［号を加える。］

（長期組合員となつた者の資格取得届等）

第八十七条の二　長期組合員となつた者は、遅滞なく、その氏名、生年月日、性別、住所、就職年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人号号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号を記載した長期組合員資格取得届を連合会に提出しなければならない。この場合において、長期組合員となつた者に被扶養配偶者（当該長期組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当するものをいう。第三項及び第八十七条の二の四第一項において同じ。）があるときは、当該長期組合員となつた者は、当該被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号を長期組合員資格取得届に記載しなければならない。

［2～9　同上］

（出産費及び家族出産費）

第百六条　［同上］

［2～6　同上］

7　［同上］

一　［同上］

二　出産した者及びその者が出産した子の氏名並びに出産年月日

［三・四　同上］

8　［同上］

（産前産後休業期間中の掛金の免除の申出）

第百二十条の四　［同上］

［一～三　同上］

四　申出に係る組合員が産前産後休業に係る子を既に出産した場合にあつては、当該子の氏名及び生年月日

［五・六　同上］

［2～4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（出産費及び家族出産費に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百六条第七項の規定の適用については、令和五年四月一日以後に提出される出産費請求書又は家族出産費請求書について適用する。

（産前産後休業期間中の掛金の免除の申出に関する経過措置）

第三条　この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百二十条の四第一項の規定の適用については、令和五年四月一日以後に提出される産前産後休業掛金免除申出書について適用する。